

会員短期大学 各位

一般財団法人大学・短期大学基準協会

短期大学認証評価委員会

委員長 原田 博史

令和2年度短期大学認証評価を振り返って

1. 機関別評価結果

令和2年度は40短期大学に対して評価を行いました。評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努め、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、40短期大学を「適格」と認定しました。

2. 三つの意見

(1) 特に優れた試みと評価できる事項 (253件)

「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」が101件、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が97件、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が45件、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」が10件でした。基準別にみると、短期大学や学科等の特長を生かした教育研究成果の開放・提供やボランティア活動等の地域貢献（Ⅰ-A「建学の精神」）、学習成果の獲得状況を測定・評価する指標・手法の策定（アセスメント・ポリシー）及びその実施に基づく改善への取り組みや、外部評価を取り入れた点検・評価活動（Ⅰ-B「教育の効果」、Ⅰ-C内部質保証）、また、学習成果、三つの方針に沿った授業形態・方法等の工夫・充実（Ⅱ-A「教育課程」）や、きめ細かな学習・生活・進路支援（Ⅱ-B「学生支援」）などの評価がありました。

(2) 向上・充実のための課題 (70件)

基準Ⅰが13件、基準Ⅱが26件、基準Ⅲが28件、基準Ⅳが3件でした。基準別にみると、シラバスの記述方法・内容の改善・充実（Ⅱ-A「教育課程」）や、経常収支バランス等の改善（Ⅲ-D「財的資源」）に関する指摘が多く見受けられました。今後、指摘を受けた評価校はこれらの指摘事項について早期に改善に取り組んでください。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項 (9件)

指摘は9件でしたが、年度内の改善を求め、全て年度内に改善されました。

「基準Ⅰ-B 教育の効果」

- ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が専攻課程ごとに学則等に定められていない。(1件)
- ② 学科の学習成果が明確に定められていない。(1件)

「基準Ⅱ-A 教育課程」

学習成果及び三つの方針が二つの専攻課程において共通のものとなっており、専攻課程ごとに定められていない。(1件)

「基準IV-A 理事長のリーダーシップ」

理事会において事業計画及び事業報告書が審議されていない。(1件)

「基準IV-B 学長のリーダーシップ」

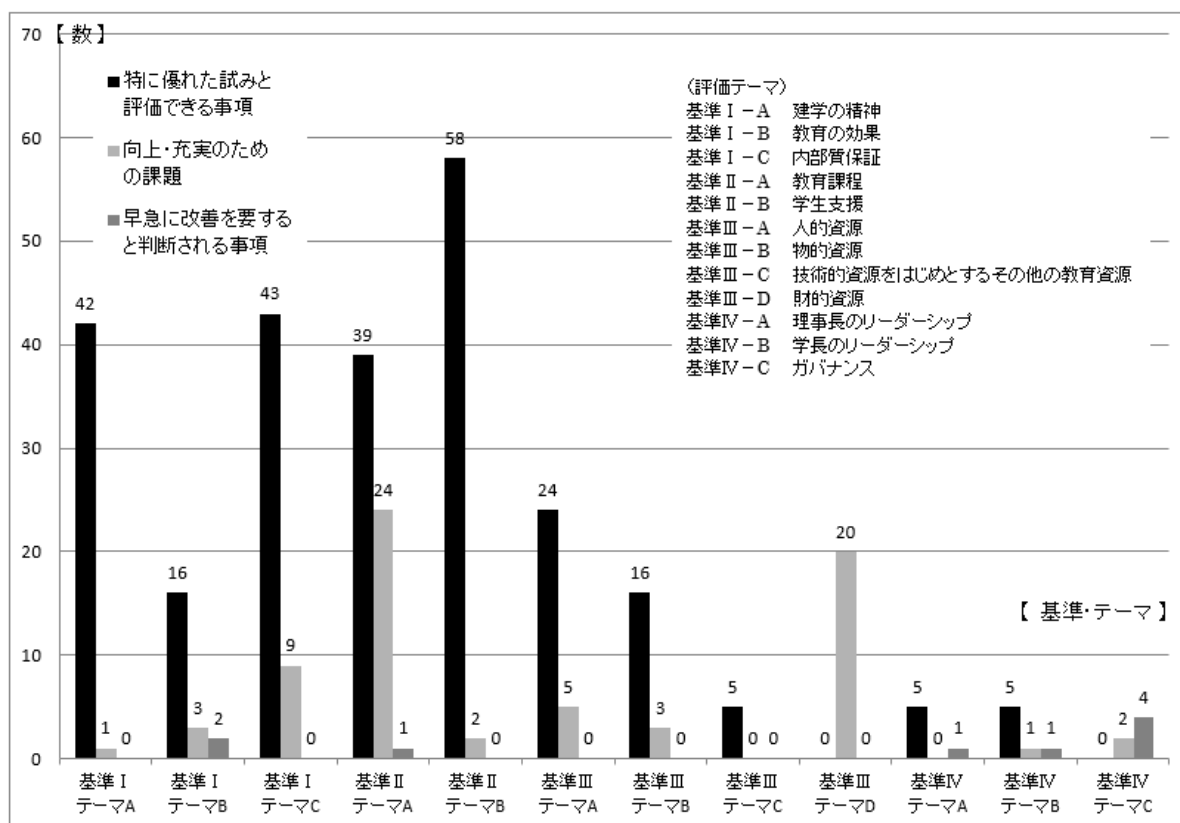
学則及び教授会規程の教授会の役割が学校教育法にのっとして規定されていない。(1件)

「基準IV-C ガバナンス」

- ① 理事及び評議員が寄附行為に定められている人数を満たしていない。(1件)
- ② 評議員が寄附行為に定められている人数を満たしていない。(1件)
- ③ 評議員の現員が理事の現員の2倍を超える人数で組織されていない。(1件)
- ④ 評議員会において事業計画が諮問されておらず、事業の実績について報告されていない。(1件)

これらの指摘事項については各会員短期大学におかれても今一度ご確認ください。

評価テーマ別にみた三つの意見 (令和2年度)



3. 今後の評価に向けて

- (1) 令和2年4月から、私立学校法の一部改正により、学校法人は①認証評価結果を踏まえた事業に関する中期的な計画等の作成、②財務書類等の公表、③監事の牽制機能の強化等、役員職務及び責任に関する規定の整備等を行うこととなっています。今年度の評価においては、監査報告書の監査を実施した対象について改正後の私立学校法第37条第3項にのっとして記載されていなかったものがありました。(同法附則に、平成31年4月1日

以降に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する、となっています。) 令和3年度評価においては、本件を含め私立学校法改正への未対応については指摘対象となりますので、改めて改正内容についてご確認ください。また、寄附行為、学則等についても併せて確認いただき、学校法人及び短期大学の適切な運営に努められるようお願いいたします。

- (2) 内部質保証を重点項目とする評価の一環として、「内部質保証ルーブリック」による確認は、評価員、評価校それぞれに自己点検・評価報告書等を行っていただき、ルーブリックにおいて一定のレベルを満たした評価校については、「特に優れた試みと評価できる事項」において全教職員で内部質保証に取り組んでいるとして評価しています。本協会ウェブサイト(「認証評価関係様式」等)に掲載しているルーブリックの取扱い等を参考に、内部質保証の取組状況の確認・充実に活用してください。

最後に、教育の質保証を継続的に図っていくためには、まず自己点検・評価に積極的に取り組むことが重要です。自己点検・評価活動を継続して行うとともに、定期的に自己点検・評価報告書等を公表し、学内外からの意見を求め、さらに改善を図り、今後より一層自己点検・評価活動を充実させ、内部質保証に取り組んでください。